

治療中止の依頼書

(治療中止の依頼書(夫婦間の連絡が取れない場合))

- * 本書は、ご夫婦関係の不良などにより、ご夫婦間の連絡が取れない場合、もしくは取りにくい状態の場合に、ご夫婦のどちらか一方の意思で治療が進むことを防止する依頼書です。
ご夫婦間で意思の疎通がとれ、ご夫婦一致の意思で治療を休止、中止する場合にはこのような書面の提出は必要ありません。また、その場合、その後自由に治療を再開いただけます。

私は、今後貴院での不妊治療は希望致しません。配偶者(パートナー)が治療継続を希望した場合でも治療を行わないよう依頼致します。凍結精子・胚・卵子がある場合には現在の凍結保存期間満了までに破棄処分の手続きを致します。今後、夫婦間の状況が改善され、治療を再開することになった場合には、貴院での予約を取る前にお電話にて連絡致します。また、再開後最初の来院時には、発行から1か月以内の夫婦両方の戸籍謄本の提出が必要なこと、また、夫婦一緒に来院が必要なこと、書類への記入が必要なことを理解し納得しています。

<確認事項>

以下は、当院の規定の中の[精子凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書](#)にある内容です。理解し納得している場合は、下の□欄に☑を入れてください。

- 8-③ (4) 夫夫妻のどちらか一方が今後の不妊治療の継続を望まないにも関わらず、夫婦間の連絡が取れずどちらか一方のみが通院を続けてしまうリスクがある場合には、ご夫婦のどちらか一方でも「治療中止の申請」をすることが出来ます。
- a 申請は、当院HPの書類ダウンロードのページに掲載されている「治療中止の依頼書(夫婦間の連絡が取れない場合)」にご記入の上ご郵送下さい。当院はこの依頼書の受け取りから1週間以内に「治療中止の受領書」を夫と妻の両方に書留郵送を致します。この際の送付先はカルテに登録されている住所に行くため万が一ご住所が変更されているにも関わらず4-④(2)の通りに手続きがされていない場合には「治療中止の受領書」は患者様のお手元には届きませんのでご注意ください。
 - b 不妊治療はご夫婦の自由な意思の下に夫婦一致した方向性をもって治療することが必要になります。どちらか一方が不妊治療の中止を希望する場合には当院ではそのご夫婦の治療を進めることは出来ませんのでご夫婦間で解決下さい。
 - c 「治療中止の依頼書(夫婦間の連絡が取れない場合)」をご提出いただいた後、ご夫婦の自由な意思の下に夫婦一致で治療再開を希望される場合には診察予約を取られる前に当院までお電話にてご連絡下さい。再開時には書面の記入と、ご夫婦両方の発行日から1か月以内の戸籍謄本の提出が必要となります。また、治療再開後最初の診察にはお二人でお越しいただく必要があります。
 - d 凍結保存精子がある方が、「治療中止の依頼書(夫婦間の連絡が取れない場合)」をご提出いただいた場合、凍結精子の継続手続きならびに破棄手続きについては上記4の通りに同様といたします。

医療法人社団暁慶会はらメディカルクリニック 院長 原 利夫 殿

年 月 日

住所 〒

氏名
直筆

配偶者氏名

妻ID

- * 住所変更をしている場合には、変更手続きを先にお願ひ致します。手続きは当院HPのお問合せというページから行えます。